

平成26年 生活交通ネットワーク計画（抜粋）【変更】

(策定年月日) 平成26年2月13日
(協議会名称) 豊田市公共交通会議

生活交通ネットワーク計画の名称
豊田市生活交通ネットワーク計画
地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>◆ 目的</p> <p>豊田市は、市町村合併により広大な市域に都市部や中山間部が広がり、市民生活の移動手段として自動車が大きな役割を担っている。しかし、これからの高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければなりません。</p> <p>豊田市の稲武地域バスは、過疎地である稲武地区住民の地域内での移動手段を確保するとともに、基幹バス路線に乗り継ぐことで総合病院や高等学校等の施設がある近隣地区へ公共交通を使って移動できるようにするものである。また、近隣地区への移動を可能にすることによって、「都市と農山村の共生」「交流人口拡大による地域の活性化」を図ることを目的とする。</p> <p>藤岡地域バスは、学生、高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保し、地域内の教育機関、医療機関等への移動を容易にするものである。また、基幹バス路線に乗り継ぐことで中心市街地や鉄道駅等への移動を可能にするものであり、地域の交流や活性化を図ることを目的とする。</p> <p>◆ 必要性</p> <p>稲武地域バスは、地域で運営委員会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。</p> <p>この路線は、主に病院への通院手段、買い物など生活に必要な移動手段として使用されており、過疎地域の住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。</p> <p>また、主要道路の国道153号と国道257号が区域内を交差しており、基幹バスが運行しているが、主要道路沿い以外の地域人口が全体の60%で、全体としての公共交通が基幹バスでは網羅できていない。</p> <p>区域内全体をデマンド運行することで基幹バスへの乗り継ぎを容易にし、住民の生活交通として、家族への送迎の依存解消・外出促進に必要である。</p> <p>藤岡地域バスは、地域で運営協議会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。</p> <p>この路線は、主に通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段として使用されており、地域住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。</p> <p>また、藤岡地内における基幹バスは主要国道及び幹線道路沿いを運行しているため、全ての地域を網羅することは困難である。そこで、藤岡地域バスを基幹バスのフィーダーシステムとして運行することで地域全体の生活交通を確保し、高齢者、学生などの移動制約者をはじめ誰もが、容易に外出できる機会を確保するために必要である。</p>

地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
<p>【稲武地域バス】</p> <p>一カ年目（平成26年度）： 週1回運行している路線の見直しを行い、フィーダー系統の毎日運行（月～金）を検討する。</p> <p>二カ年目（平成27年度）： 住民アンケート調査を行い、ニーズの把握・住民意向を反映させた見直しを行う。</p> <p>三カ年目（平成28年度）： 利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、曜日の見直しを行う。</p>				
	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)
平成26年度	H25.10～H26.9	10.5	10,100	100
平成27年度	H26.10～H27.9	10.6	10,150	100
平成28年度	H27.10～H28.9	10.7	10,200	100
※地域における人口（過去3年）				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
人口推移(人)	2,723	2,680	2,637	
<p>【藤岡地域バス】</p> <p>一カ年目（平成26年度）： 3年ごとに行われる路線の評価に基づき、地域の実情に応じた改善を実施する予定。また、利用者の多くを学生が占めるため朝夕は通学需要、その他の時間帯は通院や買い物需要を重点にしたダイヤを検討するなど地域ニーズに応じた改善を検討していく。</p> <p>二カ年目（平成27年度）： 利用状況や地域の要望等に基づき改善を実施する予定。</p> <p>三カ年目（平成28年度）： 利用状況や地域の要望等に基づき改善を実施する予定。</p>				
	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)
平成26年度	H25.10～H26.9	10.6	42,100	75
平成27年度	H26.10～H27.9	10.7	43,100	75
平成28年度	H27.10～H28.9	10.8	44,200	75
※地域における人口（過去3年）				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
人口推移(人)	19,930	19,926	19,866	

(2) 事業の効果

【稲武地域バス】

地域内デマンド運行を維持することにより、下記地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。地域内デマンド運行によって、時間の制約を受けずに移動することが可能となった。また、幹線・フィーダー線のネットワークが連携することによって、効率的な運行体系を実現することができる。さらには外出機会の促進・地域活性化にもつながる。

・効果が見込める地域

効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)
田津原町	72	大野瀬町	192
小田木町	285	押山町	119
富永町	24	川手町	113
御所貝津町	257	野入町	153
稲武町	299	中当町	77
黒田町	296	夏焼町	193
桑原町	318	武節町	289

【藤岡地域バス】

通学時間帯とその他の時間帯で需要の重点を分けて検討することにより、より利用者ニーズに応え利便性を高めることができる。通学以外の時間帯については、特に基幹バスとの接続改善に取り組み、地域外への移動手段を確保することにより、公共交通ネットワークとしての運行効率を高め、高齢者が通院など日常の移動を自分自身で行える生活環境の整備につながるることができる。

・効果が見込める地域

効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)
大岩町	34	北曾木町	361
三箇町	348	折平町	783
西市野々町	167	上渡合町	892
白川町	397	北一色町	840
石畳町	1,190	石飛町	461
藤岡飯野町	1,695	田茂平町	110
御作町	816	上川口町	124
下川口町	123	木瀬町の一部	193
深見町の一部	108	西中山町の一部	6,253

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別添「表1」参照

【稲武地域バス】

◆ 運行事業者

事業者名：豊栄交通株式会社

所 在：豊田市深田町1丁目126番地1

連 絡 先：0565-74-1110

◆ 運行システムの概要

系統名	運行系統			運行日数	運行回数	1回あたりのサービス提供時間	計画サービス提供時間
	発地	区域	着地				
稲武地域バス	大野瀬	稲武地域	小田木	234日	234回	8時間	1,872時間

※運休：8月13日～15日、12月29日～1月3日

◆ 運行事業者の選定理由

平成24年12月26日プロポーザル方式により選考会を実施。

運行事業者の公募を行ったところ、提案があった事業者は上記運行事業者しか無かったため、上記事業者を選定。

【藤岡地域バス】

◆ 運行事業者

事業者名：豊栄交通株式会社

所 在：豊田市深田町1丁目126番地1

連 絡 先：0565-74-1110

◆ 運行システムの概要

系統名	運行系統			運行日数	運行回数	キロ程	計画実車走行キロ
	発地	区域	着地				
三箇線①	大平	上渡合北	藤岡南中学校前	364日	484.5回	往 24.4 km 復 24.4 km	23,643.6
三箇線②	大平	上渡合北	メグリア藤岡店	364日	1,092回	往 26.0 km 復 26.0 km	56,784.0
西市野々線①	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	藤岡南中学校前	241日	241回	往 22.5 km 復 — km	10,845.0
西市野々線②	メグリア藤岡店	北一色	西市野々生活改善センター	364日	607.5回	往 — km 復 23.5 km	28,552.5
西市野々線③	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	メグリア藤岡店	364日	607.5回	往 24.1 km 復 — km	29,281.5
西市野々線④	藤岡南中学校前	大川ヶ原	西市野々生活改善センター	241日	120.5回	往 — km 復 21.9 km	5,277.9
西市野々線⑤	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	加茂丘高校前	241日	120.5回	往 13.7 km 復 — km	3,301.7

※運休：1月1日を基本とする。

<p>◆ 運行事業者の選定理由 平成22年12月20日プロポーザル方式により選考会を実施。 運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定した。</p> <p>◆ その他詳細は、別添「表1関連資料」を参照</p>
地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別添「表2」参照（省略）
地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法に定める以下の地域 (稲武町、旭町、小原町、足助町、藤岡村、下山村)
協議会の開催状況と主な議論
<p>豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項</p> <p>【稲武地域バス】 平成20年6月18日（第1回） 稲武地域バスの区域運行（デマンド運行）について協議</p> <p>平成22年12月14日（第2回） 稲武地域バスの区域運行の区域拡大について協議</p> <p>平成23年6月28日（第3回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p> <p>平成24年6月22日（第4回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p> <p>平成24年12月27日（第5回） 地域バス路線の改編について協議</p> <p>平成25年6月25日（第6回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p>

<p>【藤岡地域バス】 平成19年11月29日（第1回） 藤岡地域バスの運行について協議</p> <p>平成21年 6月23日（第2回） 路線及び運行本数の変更について協議</p> <p>平成21年12月14日（第3回） 路線延長、路線変更及びダイヤ改正について協議</p> <p>平成22年12月14日（第4回） 路線の延伸、バス停の増設及び運行車両の変更について協議</p> <p>平成23年 6月28日（第5回） バス停の移設及び運行ルートの変更について協議</p> <p>平成23年12月20日（第6回） 地域バス路線の新設について協議</p> <p>平成24年1月27日（第7回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p> <p>平成24年2月17日（第8回） 地域バス路線の改編について協議</p> <p>平成24年6月22日（第9回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p> <p>平成24年12月27日（第10回） 地域バス路線の改編について協議</p> <p>平成25年6月25日（第11回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p>

利用者等の意見の反映

【稲武地域バス】

- ・平成22年度に稲武地域生活交通利用促進委員会を9回開催し、地域利用者の意見・要望等を聞き、稲武地域バス路線の改編等について検討を実施。
- ・平成22年度に豊田市基幹バス、地域バスにおける評価を行い、利用者及び沿線住民を対象としたアンケート調査を実施。
- ・利用促進会議を通じて、地域の実情に応じた路線を検討し、平成23年4月1日よりデマンド区域を拡大し、運行開始。
- ・住民からの空気を運ぶバスへの違和感、基幹バスのバス停が遠いため外出しにくい、乗りたい時間に近くを走るバスがない等の意見が多くあり、希望時間に乗車のできる運行方法計画とした。また、徒歩200メートル以内にバス停を設置し、よりきめ細やかな地域の足となるように重点を置いた。

【藤岡地域バス】

- ・平成24年度は藤岡地域バス運営協議会を28回（協議会6回、役員会12回、ルート時刻表部会5回、市民活動啓発部会5回）開催し、地域利用者の意見・要望等を聞き、藤岡地域バス路線の改編等について検討を実施。
- ・川口・飯野線について、運営協議会主催の意見交換会及びアンケート調査を実施し、地域ニーズを把握。交通空白地域を解消し、交通結節点や地域の主要施設への移動がスムーズになるような路線・ダイヤを検討。平成25年4月1日、路線及び時刻表を改正。

協議会メンバーの構成員 別紙「委員名簿参照」

関係都道府県	愛知県交通対策課 愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所足助支所
関係市区町村	愛知県豊田市交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	豊栄交通株式会社、名鉄バス株式会社、国土交通省中部地方整備局、愛知県警察豊田警察署、足助警察署 ほか
地方運輸支局	愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	豊田工業高等専門学校教授、豊田商工会議所、豊田市区長会、豊田市PTA連絡協議会、豊田市老人クラブ連合会 ほか

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 豊田市西町3丁目60番地
(所属) 豊田市役所交通政策課
(氏名) 上田、池田
(電話) 0565-34-6603
(e-mail) koutsu@city.toyota.aichi.jp

平成25年度 豊田市公共交通会議 委員名簿

団体名	所属・職名	氏名
豊田工業高等専門学校	名誉教授	荻野 弘
豊田工業高等専門学校	環境都市工学科教授	野田 宏治
国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所 計画課長	柴田 雅洋
国土交通省中部運輸局愛知運輸支局	首席運輸企画専門官(企画担当)	小林 博之
愛知県	地域振興部交通対策課 主幹	古橋 昭
愛知県	豊田加茂建設事務所維持管理課長	下林 嘉之
愛知県	豊田加茂建設事務所足助支所管理課長	伊藤 豊明
愛知県警察豊田警察署	交通課長	渡邊 純一
愛知県警察足助警察署	交通課長	高木 幹雄
豊田市	都市整備部長	加藤 泰
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	常務理事	長嶋 鋭治
豊田市区長会	理事	佐藤 聖一
豊田市老人クラブ連合会	第2事業部長	鈴木 重郎
豊田市消費者グループ連絡会	会長	澤田 恵美子
豊田市PTA連絡協議会	副会長	清水 有樹
豊田商工会議所	専務理事	土居 友二
愛知県タクシー協会	豊田支部長	湯谷 孝夫
公益社団法人 愛知県バス協会	専務理事	古田 寛
愛知県交通運輸産業労働組合協議会	議長	小林 宏
名古屋鉄道株式会社	東部支配人	川口 哲史
名鉄バス株式会社	運輸部長兼運輸計画課長	加藤 直樹
豊栄交通株式会社	代表取締役	境 政義
愛知環状鉄道株式会社	運輸部次長兼管理課長	安達 雄彦

敬称略

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
愛知県 豊田市	豊栄交通株式会社	稲武地域バス	地域内フィーダー	920.0	②(1)	稲武・足助線 (稲武・どんぐり湯前など)	③
		藤岡地域バス (三箇線①)		3,051.5		藤岡・豊田線/西中山経由 (飯野・後田) 小原・豊田線 (飯野・後田) 藤岡・豊田線/加納経由 (藤岡支所・飯野)	
		藤岡地域バス (三箇線②)		7,329.0			
		藤岡地域バス (西市野々線①)		1,373.0			
		藤岡地域バス (西市野々線②)		3,615.5			
		藤岡地域バス (西市野々線③)		3,708.0			
		藤岡地域バス (西市野々線④)		668.0			
		藤岡地域バス (西市野々線⑤)		418.0			
合 計				21,083			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
愛知県 豊田市	豊栄交通株式会社	稲武地域バス	地域内 フィー ダー	920.0	②(1)	稲武・足助線 (稲武・どんぐり湯前など)	③
		藤岡地域バス (三箇線①)		3,048.5		藤岡・豊田線/西中山経由 (飯野・後田) 小原・豊田線 (飯野・後田) 藤岡・豊田線/加納経由 (藤岡支所・飯野)	
		藤岡地域バス (三箇線②)		7,329.0			
		藤岡地域バス (西市野々線①)		1,367.5			
		藤岡地域バス (西市野々線②)		3,618.5			
		藤岡地域バス (西市野々線③)		3,711.0			
		藤岡地域バス (西市野々線④)		665.5			
		藤岡地域バス (西市野々線⑤)		416.0			
合 計				21,076			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
愛知県 豊田市	豊栄交通株式会社	稲武地域バス	地域内 フィー ダー	920.0	②(1)	稲武・足助線 (稲武・どんぐり湯前など)	③
		藤岡地域バス (三箇線①)		3,064.0		藤岡・豊田線/西中山経由 (飯野・後田) 小原・豊田線 (飯野・後田) 藤岡・豊田線/加納経由 (藤岡支所・飯野)	
		藤岡地域バス (三箇線②)		7,349.0			
		藤岡地域バス (西市野々線①)		1,384.5			
		藤岡地域バス (西市野々線②)		3,621.5			
		藤岡地域バス (西市野々線③)		3,714.0			
		藤岡地域バス (西市野々線④)		673.5			
		藤岡地域バス (西市野々線⑤)		421.5			
合 計				21,148			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。